

シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業実施要綱

(制定) 令和3年3月31日付2環地次第669号
(改正) 令和4年4月12日付4環地次第18号
(改正) 令和5年3月22日付4産労産新第355号
(改正) 令和6年3月29日付5産労産事第627号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が都民の多様な車両利用ニーズに対応可能なゼロエミッションビークル（以下「ZEV」という。）の普及を促進するために行う「シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

本事業は、ZEV又は電動バイク（以下「ZEV車両」とする。）を導入し、カーシェアリング事業やレンタカー事業等を行う者に対し、当該ZEV車両の購入に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 2 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 3 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車
- 4 ZEV 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- 5 電動バイク 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 側車付二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第4号に規定する側車付二輪自動車をいう。）
 - (2) 第一種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が0.6kW以下のものに限る。）
 - (3) 第二種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、

定格出力が 0.6kW を超え 1.0kW 以下のものに限る。)

- (4) 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則第二条別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車であって、定格出力が 1.0kW を超えるものをいう。）
- 6 ハイブリッド自動車 内燃機関を有する自動車と併せて電気を動力源として用いる検査済自動車であって、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車でありかつ自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号）で定める令和 2 年度燃費基準 20% 向上達成レベル以上の低燃費性能を持つ自動車
- 7 乗用車 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の三第十二号の用途において乗用自動車等と分類されている自動車
- 8 非ガソリン乗用車 ZEV 及びハイブリッド自動車の乗用車
- 9 充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、次に掲げるもの
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 90kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10kW 以上 90kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 10 充放電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に搭載された電池から電力を給電するための直流/交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたもの
- 11 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能な）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電
- 12 公共用充電設備 公共用充電に供する充電設備
- 13 給電機能 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という。）に基づく外部給電器・V2H充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100V/1500W)から電力を取り出せる機能
- 14 社用車 事業者若しくは地方公共団体等が、業務に使用するために購入又はリースして管理する車両
- 15 地方公共団体 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 1 条の 3 に定めるもののうち、東京都内の市町村及び特別区
- 16 カーシェアリング事業 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 17 バイクシェアリング事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都

が認める事業

- 18 レンタカー事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業
- 19 レンタルバイク事業 道路運送法第 80 条第 1 項の許可を受け電動バイクを業として有償で貸し渡す事業及びそれに類するものとして都が認める事業
- 20 リース契約 ZEV 車両の貸主が、当該 ZEV 車両の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたって当該 ZEV 車両を使用収益する権利を与え、借主は、当該 ZEV 車両の使用料を貸主に支払う契約
- 21 リース事業者 リース契約に基づき、ZEV 車両を借主に貸し渡すことを業とする者
- 22 車両製造事業者等 「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等の判断の基準等(平成 25 年 3 月 1 日経済産業省・国土交通省告示第二号)」に基づく製造又は輸入の事業を行う者であること。なお、輸入自動車特別取扱制度に基づく登録車両の輸入の事業を行う者を含む。
- 23 初度登録等 初度登録若しくは初度検査又は、軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書の初回発行のこと。

第 4 本事業の内容

1 ZEV 車両の購入に係る経費の助成

本事業は、次のとおり ZEV 車両の購入に要する経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

本事業に係る助成金（以下「本助成金」という。）の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次のアからエまでのいずれかに該当し、本助成金の交付対象となる車両（以下「助成対象車両」という。）を購入（リースを含む。）した者とする。

ア 東京都内に事務所又は事業所を有し、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営む者（個人を除く。）

イ 東京都内に事務所又は事業所を有し、次のいずれかを満たす事業に用いるア及びウ以外の者（個人を除く。）

（ア）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）

（イ）平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。

ウ 東京都内に事務所又は事業所を有し、バイクシェアリング事業又はレンタルバイク事業を営む者（個人を除く。）

エ リース事業者であって、アからウまでに該当する者との間で助成対象車両に係るリース契約を締結した者（個人を除く。）

(2) 助成対象車両の要件

助成対象車両は、次の要件を全て満たすものとする。

ア ZEV 車両であること。

イ (1)アからウまでの事業に用する車両であること。

ウ (1)アの事業に用する車両においては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 2 月 21 日までの間に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であるこ

と。(1)イの事業に用する車両においては、令和6年4月1日から令和13年2月21日までの間に初度登録又は初度検査された自動車(中古の輸入車を除く。)であること。(1)ウの事業に用する車両においては、令和6年4月1日から令和13年2月21日までの間に初度登録等がされた電動バイク(中古の輸入車を除く。)であること。

エ 初度登録等がされた日に、C E V規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター(以下「センター」という。)が実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

オ 自動車検査証における使用の本拠の位置又は定置場の位置が東京都内にあること。

カ (1)イ及び(1)ウの事業に用する車両の場合、2台以上導入すること。

(3) 助成対象経費

本助成金の交付対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次のとおりとする。

ア Z E V

助成対象車両本体の購入に要する費用(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

イ 電動バイク

車両価格(クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表1(以下「別表1」という。)で定める定価をいう。)から、当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格(C E V規程に基づき基礎額として算定される額をいう。ただし、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第1条第2項に規定する「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令(昭和59年総理府令第46号)附則第2項に規定する「ミニカー」にあっては、当該車両と同種同格相当のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格として都が設定した額をいう。)を減じた額とする。ただし、消費税及び地方消費税は除く。

(4) 助成金額

本助成金の交付額は、次のアからエまでに掲げる助成対象車両に応じ、ア～エまでのそれぞれに定める額とする。

ア 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初度登録又は初度検査された Z E V

(ア) 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車

助成対象経費の額。ただし、60万円を上限とする。

(イ) 燃料電池自動車

助成対象経費の額。ただし、200万円を上限とする。

イ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に初度登録又は初度検査された Z E V

(ア) 基本助成額

助成対象経費の額。ただし、別表に定める助成金額を上限とする。

(イ) Z E V普及特別支援制度による助成額

(ア)の規定にかかわらず、aを満たし、かつ、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZ E V乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績がbの項目を達成する者が製造又は輸入し

た助成対象車両については、基本助成額に加え、bの項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。

なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

a ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間20台以上かつ非ガソリン乗用車年間300台以上の車両製造事業者等

b ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

(a) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下、「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

(b) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下、「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

(c) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

(d) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

(ウ) 高額車両における助成額

別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、(ア)から(イ)に基づき算定した助成額に価格係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

ウ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初度登録又は初度検査されたZEV

(ア) 基本助成額

助成対象経費の額。ただし、別表に定める助成金額を上限とする。

(イ) ZEV普及特別支援制度による助成額

(ア)の規定にかかわらず、aを満たし、かつ、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績がbの項目を達成する者が製造又は輸入した助成対象車両については、基本助成額に加え、bの項目をいずれか1項目達成するごとに5万円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は10万円を上限とする。なお、助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は別途定める。

a ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等

助成対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間40台以上かつ非ガソリン乗

用車年間 300 台以上の車両製造事業者等

b ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目

(a) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、ZEV普及水準は別途定める。

(b) 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下、「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。

なお、非ガソリン車普及水準は別途定める。

(c) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

(d) 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。

(ウ) 充放電設備又は公共用充電設備の導入による助成金額

a 充放電設備

助成対象者（リース事業者を除く。）が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて充放電設備を導入する場合は、1口につき助成対象車両1台について10万円を助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

b 公共用充電設備

助成対象者（リース事業者を除く。）が別に定めるところにより都の助成金の交付を受け、助成対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は1口につき助成対象車両1台について5万円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各1口につき助成対象車両1台について10万円をそれぞれ上限とし、助成金額に加算する。ただし、1口につき助成金額を加算できる助成対象車両は1台のみとし、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

c その他

a、bをいずれも満たす場合でも、助成対象車両1台あたりの加算額は10万円を上限とする。

(エ) 高額車両における助成額

別表1に規定する定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が840万円以上の車両については、(ア)から(ウ)までに基づき算定した助成額に係数0.8を乗じて得た額を上限とする。

エ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初度登録等がされた電動バイク

助成金の交付額は、助成対象経費からセンターが別表1で定める補助金交付額を減じた額に5万円を上乗せした額とする。ただし、別表に定める助成金額を上限とする。

2 助成対象者による報告等

(1) 助成対象者による報告

助成対象者は、助成対象車両の運用実績について、別に定める日までに、都に報告を行うものとする。なお、助成対象者がリース事業者の場合にあつては、助成対象車両のリース契約における借主が都に当該報告を行うものとする。

(2) 指導・助言

都は、助成対象者に対し、(1)の実績に基づき、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、1の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社との間で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2の基金を原資として、第4 1による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 本事業の周知に関する事務及び助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第6 本事業の実施期間

- 1 本事業の実施期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。
- 2 第4による助成金の交付申請期間は、助成対象車両の初度登録等がされた日から起算して1年間とする。ただし、第4(1)イの事業に要する助成対象車両については別に定める交付申請期間とする。

第7 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年3月31日付2環地次第669号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月12日付4環地次第18号）

この要綱は、令和4年4月12日から施行する。

附 則（令和5年3月22日付4産労産新第355号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付5産労産事第627号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第4 1(4)関係)基本助成額及び助成額(上限)

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	75万円	65万円
燃料電池自動車	200万円	190万円

助成対象車両	助成額(上限)
電動バイク	53万円